

保高第 875 号

平成24年 8月29日

(介護予防) 訪問介護事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部高齢者施設支援課長  
(在宅サービス指導係)

(介護予防) 訪問介護事業所と併設施設の勤務体制について (通知)

標記の件については、集団指導において説明している事項ですが、最近の实地指導等において、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等、併設施設との勤務体制が不明瞭である等、不適切な取扱いが依然として多く見受けられます。

つきましては、下記のとおり適正な取扱いを行ってください。

記

- ・訪問介護事業所と併設施設における介護員の専従を勤務体制上、明確にすること。
- ・管理者及びサービス提供責任者のうち1名は、常勤・専従であるので、併設施設の介護員(夜勤者)等の業務には従事しないこと。
- ・訪問介護事業所と併設施設の提供するサービスが渾然一体となって、併設施設のヘルパー資格のない介護員が身体介護等を行い、介護報酬を請求しないこと。

【参考資料】

- ・平成24年度 集団指導資料 ～指定(介護予防)訪問介護事業所～ P.64  
高齢者住居(「住宅型有料老人ホーム」等)入居者に対する訪問介護サービスについて

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢者・障がい者部  
高齢者施設支援課 在宅サービス指導係  
担当：松田

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

Tel : 711-4257 Fax : 726-3328

E-mail : [kaigo-shido@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kaigo-shido@city.fukuoka.lg.jp)

## 高齢者住居（「住宅型有料老人ホーム」等）入居者に対する 訪問介護サービスについて

福岡県保健医療介護部介護保険課

本県では、平成19年度、20年度連続して、住宅型有料老人ホーム入居者に対する訪問介護において、不正請求等による事業所指定取消処分を行いました。

高齢者住居（「住宅型有料老人ホーム」等）入居者に対するサービスを行う各事業者においては、適正な事業の実施のために、下記事項に留意してください。

◎訪問介護サービスでないものを訪問介護に振り替えて請求することは、不正請求です。

- 有料老人ホームの基本的なサービス（安否確認、健康チェック、簡単なお世話等）を、訪問介護サービス（身体介護・生活援助）に振り替えて、介護報酬の請求を行うことは不正請求です。

◎事実と異なる記録作成、提出は、行政処分の対象です。

- 事実と異なる記録作成は、記録整備義務に反し、基準違反であり、処分等の対象です。
- 県、保険者の実地指導、監査等で、事実と異なる記録等を提出する行為は、虚偽報告であり、処分の対象です。

◎無資格者の行ったサービスは、訪問介護サービスではありません。（介護報酬の対象ではありません。）

- 有資格者（介護福祉士、看護師、准看護師、介護職員基礎研修終了者、ヘルパー1～2級）以外の者が提供したサービスは訪問介護サービスではなく、介護報酬の対象ではありません。

◎身体介護は原則20分以上、生活援助は20分以上のサービスです。

◎訪問介護サービスは、1対1のサービスです。

→複数の入居者に、同時に又は短時間でさみだれ式に行われるサービスは、訪問介護サービスではありません（介護報酬の対象ではありません。）。

- 身体介護中心型を算定する場合の所要時間は、原則として20分以上です。
- 緊急時訪問介護加算が算定できない場合における昼間の20分未満の身体介護を算定する場合は、都道府県知事等に対する届出が必要です。
- 1人の訪問介護員が同時に複数の利用者に対して行うサービスは、訪問介護サービスではなく、介護報酬の対象ではありません。

◎訪問介護の人員基準（管理者、サービス提供責任者、訪問介護員）を遵守しなければなりません。

◎従業員の勤務体制を明確に定めなければなりません。

→有料老人ホームとの職員の兼務で、人員基準や勤務体制が損なわれていないか確認してください。